

ブルガリアにおける問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	EU域内における各国国内法の差異	・EUの一部の加盟国で、包装に関する独自要求を盛り込んだ規制が検討、またはすでに公布されている。 特に包装の廃棄に関するラベル表示について、ブルガリアおよびイタリアの場合、EU Decision 97/129/ECで定義される材料コードの表示、フランスの場合Trimanロゴの表示、スペインでは分別情報の表示が義務づけられている。 こういった各国での独自の要求は、EU市場の障壁となり、市場に不要な混乱を生じさせる。 (変更)	・EU市場の障壁となるような要求とならないように配慮して頂きたい。 ・また、メーカーが確実に遵守できるよう、対応の猶予期間を十分に設けて頂きたい。	НАРЕДБА ЗА ОПАКОВКИТЕ И ОТПАДЪЦИТЕ ОТ ОПАКОВКИ (ORDINANCE ON PACKAGING AND PACKAGING WASTE)

※経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。